業務委託契約書 (案)

契約第　　号

業　務　名	平瀬浄水場中央監視システム夜間休日運転管理等業務												
施行場所	甲府市上下水道局　平瀬浄水場												
委託代金額				十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
うち取引に係る消費税等相当額				十億	億	千	百	十	万	千	百	十	円
「取引に係る消費税等相当額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、請負代金額に 5／105を乗じて得た額である。													
委託代金額の年度別内訳	委託代金額のうち平成24年度の金額			億	千	百	十	万	千	百	十	円	
	委託代金額のうち平成25年度の金額			億	千	百	十	万	千	百	十	円	
履行期間	平成 24 年 4 月 1 日　から 平成 26 年 3 月 31 日　まで												
契約保証金													
その他の事項													

上記の業務について、委託者及び受託者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 24 年 3 月　日

委託者　甲府市下石田二丁目23番1号
甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局 業務部長　小宮山　稔

受託者　住所

氏名

保証人　住所

氏名

(総則)

第１条　委託者及び受託者は、契約書記載の業務委託契約に関し、契約書に定めるもののほか、この契約に基づき別紙仕様書及び関係書類(以下「仕様書等」という。)に従いこれを履行しなければならない。

２　この契約及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な一切の手段について、委託者は、必要に応じて受託者と協議し定めることができる。

(業務用地等の確保)

第２条　委託者は、業務用地その他仕様書等において定められた業務の実施上必要な用地及び施設(以下「業務用地等」という。)を、受託者が業務の実施上必要とする日までに確保しなければならない。

(提出書類)

第３条　受託者は、この契約締結後から業務開始前までに仕様書等に定める書類のほか、「委託代金月別内訳書」を作成して委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

(処理状況の調査等)

第４条　委託者は、必要と認めるときは、業務の実施状況について調査し、又は受託者に対し報告を求めることができる。

(契約の保証)

第５条　受託者はこの契約の締結にあたり、次の各号に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。

(1)　契約保証人の設定

(2)　契約保証金の納付

(3)　本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する委託者を被保険者とする履行保証保険契約の締結。

２　前項第１号で規定する契約保証人は、受託者に代わって自ら業務の完成を保証するに足る必要な資格及び能力を有するものでなければならない。なお、当該契約保証人が業務の完成に必要な資格又は能力を欠くに至ったときは、受託者は速やかに委託者に届出て、その承認を受け、新たに契約保証人を立てなければならない。契約保証人を変更しようとするときも同様とする。

３　第１項第２号で規定する契約保証金及び同項第３号で規定する履行保証保険の額は、契約金額の１００分の１０以上の額としなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第６条　受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請の禁止)

第７条　受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(監督員)

第８条　委託者は、業務を監督し受託者への指導、交渉及び連絡等の業務にあたる監督員を置くことができる。

２　委託者は、監督員を定めたとき又は変更したときは、その氏名を受託者に通知しなけ

ればならない。

3　監督員は、この契約に定めるもの及びこの契約に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、仕様書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2)　仕様書等に基づく業務の実施に必要な書類等の作成及び交付又は受託者が作成したこれらの書類等の承諾

(3)　仕様書等に基づく業務実施計画の管理、立会い又は業務の実施状況の検査

(4)　関連する２以上の業務における業務実施上の調整

4　委託者は、２人以上の監督員を置き前項の規定による権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、又は監督員に前項の規定による権限の一部を委任したときは、当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

(現場責任者等)

第９条　受託者は、仕様書に定める要件を満たした次に掲げる者を定め、この契約締結の日から業務開始前までに所定の書式により委託者に報告しなければならない。その変更のあったときも同様とする。

(1)　現場責任者については、現場責任者選任届

(2)　従事者については、従事者届

2　現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の内容や業務現場を総括し、その運営及び取締りを行うほか、この契約に基づく受託者の権限(委託代金額の変更、履行期間の変更、委託代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

3　受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするときは、あらかじめ当該権限の内容を書面をもって委託者に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置の請求)

第１０条　委託者又は監督員は、現場責任者及び従事者で業務の実施又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受託者に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置を講じるべきことを求めることができる。

2　受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受理した日から５日以内に書面をもって委託者に通知しなければならない。

(監督員の立会、業務記録の整備等)

第１１条　受託者は、仕様書等において監督員の立会いのうえ実施するものと指定された業務については、当該立会いを受けて実施しなければならない。

2　受託者は、前項の規定により必要とされる監督員の立会いを受けるほか、業務を実施するにあたり、委託者又は監督員が特に必要があると指示した場合は、書面又は業務写真等の記録を整備するものとし、委託者又は監督員からの要求があったときは、遅滞なく当該記録を提出しなければならない。

３　監督員は、受託者から第１項の規定による立会いを求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

(使用許可物品)

第１２条　受託者が業務を実施するにあたり、委託者所有の機械器具等を使用する場合には、事前に委託者の許可を得なければならない。

２　受託者は、前項で規定し使用する業務機械器具等（以下「使用許可物品」という。）について、善良な管理者の注意をもって使用及び保管しなければならない。

３　受託者は、自己の故意又は過失により使用許可物品が滅失し若しくはき損し、又はその返却が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代金を納め若しくは原状に復し又は損害額を賠償しなければならない。

４　受託者は、使用許可物品を使用する前、又はその使用方法等が不明なときは、当該使用許可品の取扱説明書等で確認又は監督員の指示に従わなければならない。

(条件変更等)

第１３条　受託者は、業務の実施にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

(1)　仕様書等と業務現場の状態が一致しないこと。

(2)　仕様書等の表示が明確でないこと(仕様書等関係書類間で交互符号しないこと及び仕様書等に誤り又は脱漏があることを含む。)

(3)　仕様書等で明示されていない実施条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

２　監督員は、前項の規定による確認を求められたとき又は自ら前項に規定する事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果(これに対して講じるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を受託者に通知しなければならない。

３　委託者は、第１項の規定による事実が委託者と受託者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、業務内容の変更又は仕様書等の訂正を行わなければならない。

４　前項の規定により、業務内容の変更又は仕様書等の訂正が行われた場合においては、次条第１項後段及び第２項の規定を準用する。

(業務の変更、中止等)

第１４条　委託者は、必要があると認めるときは、書面をもって受託者に通知し、業務内容を変更し、又は業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認めるときは、次項及び第３項に規定するところにより、履行期間若しくは委託代金額を変更し、又は必要な費用等を委託者が負担しなければならない。

２　履行期間の変更については、委託者と受託者で協議して定める。

３　委託者は、第１項の規定による場合において、業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は受託者に損害を及ぼしたときはその増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、委託者と受託者で協議して定める。

４　委託者は、天災その他の不可抗力により業務用地等に損害を生じ若しくは業務現場の

状態が変動したため、受託者が業務を実施できないと認めるときは、第１項の規定により業務の全部又は一部の実施を中止させなければならない。

(臨機の措置)

第１５条　受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じなければならない。この場合において、受託者はあらかじめ、監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむをえない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の規定による場合において、受託者はその講じた措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

３　監督員は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を講じることを求めることができる。

４　受託者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が委託代金額の範囲内において負担することが適切でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。この場合における委託者の負担額は、委託者と受託者で協議して定める。

(一般的損害)

第１６条　受託者が業務を実施するにあたり生じた損害又は当該業務の起因より生じた損害（次条第１項又は第２項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第１７条　受託者は、業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者がこれを負担する。

２　業務の実施に伴い通常避けることのできない理由により第三者に損害を生じたときは、委託者がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、受託者がこれを負担する。

３　前２項に規定する場合その他業務の実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者で協力してその処理解決にあたるものとする。

(検査)

第１８条　受託者は、業務が完了したとき、又は仕様書で定める期間の業務が終了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

２　委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して１０日以内に委託者の指定する検査職員(以下「検査員」という。)により、受託者の立会いのうえ業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

３　受託者は、前項の規定による検査の結果、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。

４　第１項及び第２項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託代金の支払)

第１９条　受託者は、業務の実施結果が前条第２項の規定による検査に合格したときは、

書面をもって委託代金の支払を請求することができる。

２　委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して３０日以内に委託代金を支払わなければならない。

３　委託者がその責に帰すべき理由により前条第２項の規定による期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の規定による期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(委託者の解除権)

第２０条　委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1)　正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　その責に帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3)　前 2 号に規定する場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4)　受託者が次のいずれかに該当し、又は該当することとなったとき。

イ　役員等（受託者の役員又はその支店若しくは常時業務の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5)　受託者が第２２条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、業務が完了していると認められる部分の検査を実施し、当該検査に合格した部分に相応する委託代金を受託者に支払わなければならない。

３　受託者は、第１項の規定により契約が解除された場合において、契約保証金の納付がないときは、委託代金額の１０分の１に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

第２１条　委託者は、業務が完了しない間において、前条第１項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
３　委託者は、第１項の規定により契約を解除した場合において、これにより受託者に損害があると認められるときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、委託者と受託者で協議して定める。

(受託者の解除権)

第２２条　受託者は、委託者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、契約を解除することができる。
２　第２０条第２項並びに前条第３項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(解除に伴う措置)

第２３条　受託者は、契約が解除された場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。
(1)　第１２条の規定により使用していた使用許可物品があるときは、これを委託者に返却しなければならない。この場合において、当該使用許可物品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返却に代えてその損害を賠償しなければならない。
(2)　業務用地等に、受託者の所有に属する業務機械器具その他の物件があるときは、これを搬出するとともに業務用地等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。
(3)　委託者は、前項の規定による場合において、受託者が正当な理由がないのに、一定の期間内に物件を撤去せず、又は業務用地等を原状に復さないときは、受託者に代わって当該物件を処分し、その他業務用地等を原状に復することができる。
(4)　前号の規定による場合において、受託者は委託者の処分等について異議を申し出ることができない。かつ、委託者の処分等に要した費用を負担しなければならない。
２　前項第１号及び第２号に規定する受託者の講じるべき措置の期限､方法等については、契約の解除が第２０条の規定による委託者の解除権の行使であるときは委託者が定め、第２１条の規定による委託者の解除権の行使であるとき又は前条の規定による受託者の解除権の行使であるときは委託者と受託者で協議して定める。

(守秘義務)

第２４条　受託者は、業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務期間終了後も同様とする。

(長期継続契約)

第２５条 本契約は、「甲府市上下水道事業管理者の所管に係る長期継続契約を締結することができる規程」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

(補則)

第２６条　この約款に定めのない事項については､甲府市上下水道局契約規程(昭和３９年管理規程第２号)によるほか、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。